

報告第17号

審査請求の却下の報告について

次のとおり審査請求を却下したので、地方自治法第231条の3第9項の規定により報告する。

令和2年6月1日提出

川崎市長 福田紀彦

番号	処分庁	却下裁決 年月日	審査請求人	事件の概要
				却下の理由
1	上下水道事業 管理者	2. 2. 27	** **	<p>令和元年9月17日、上下水道事業管理者は、審査請求人が滞納している下水道使用料について、審査請求人が有する預金債権の差押処分を行い、同月18日、差し押さえた債権の取立てを行った。同年12月9日、審査請求人は、川崎市長に対して、当該差押処分の取消しを求める審査請求を行った。</p> <p>差し押さえた預金債権の取立てが完了し、差押処分の法的効力が消滅したため</p>